

令和4年5月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和4年度5月総会を日置市東市来支所4階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

- 議案第 8号 農地転用事業計画変更申請書審議について (2件)
議案第 9号 農地法第3条許可申請書審議について (12件)
議案第10号 農地法第4条許可申請書審議について (1件)
議案第11号 農地法第5条許可申請書審議について (12件)
議案第12号 非農地証明願出書審議について (4件)
議案第13号 荒廃農地に掛かる非農地判断審議について (2件)
議案第14号 農用地利用集積計画審議について (54件)
議案第15号 日置市農業委員会の適正な事務実施に基づく点検・評価(令和3年度)及び (1件)
令和4年度最適化活動の目標と設定等審議

〈 出席委員 〉(19人)

- | | | |
|-------------------|-----------|-----------|
| 1番 馬場 恵三郎 (会長・議長) | 2番 奥 和俊 | 3番 池畑 正治 |
| 4番 日高 格一 | 5番 迫 千穂子 | 6番 重水 賢治 |
| 7番 馬場 五男 | 8番 山口 義廣 | 9番 野元 政博 |
| 10番 楠 眞憲 | 11番 東 芳男 | 12番 横山 義晴 |
| 13番 地頭所 忠一 | 14番 池田 初男 | 15番 今屋 政市 |
| 16番 黒葛 クルミ | 17番 今村 壽久 | 18番 末永 義弘 |
| 19番 春成 勝美 | | |

〈 欠席委員 〉(0人)

〈 出席推進委員 〉(14人)

- | | | | |
|-----------|-----------|------------|------------|
| 20番 佐藤 洋三 | 21番 東峯 満 | 22番 松崎 秀樹 | |
| 24番 本村 敏英 | 25番 松崎 弘安 | 26番 瀧間 隆男 | 27番 中玉利 一朗 |
| 28番 鳩野 哲盛 | 29番 檜物 茂広 | 30番 西園 賢一郎 | 31番 鶴田 浩志 |
| 32番 田中 宏和 | 33番 藤崎 善行 | 34番 永野 彰一 | |

〈 欠席推進委員 〉(1人)

- 23番 下池 健悟

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

- | | | | |
|--------|-------|-----------|---------|
| 事務局長 | 東 浩文 | 次長兼農業振興係長 | 吉富 良一 |
| 農地調整係長 | 小園 和仁 | 農業振興係 | 立和名 いづみ |
| 農地調整係 | 石塚 健一 | | |

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和4年度5月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、農地利用最適化推進委員14名が出席です。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、12番「横山義晴」委員と13番「地頭所忠一」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第8号「農地転用事業計画変更申請書審議」を議題とします。
なお、日程第3、議案第9号「農地法第3条許可申請書審議」の番号7と、日程第5、議案第11号「農地法第5条許可申請書審議」の番号8と関連しますので、合わせて審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁をご覧ください。2件です。
番号1は、6頁の議案第9号「農地法第3条許可申請書審議」の番号7と関連がありますので、合わせて説明いたします。

本申請は、平成31年4月26日付指令日農委第5号1で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

当初、計画者は、申請地に倉庫及び駐車場を整備する計画でありましたが、コロナの影響もあり事業を計画どおり実施できず、申請当時に代表者務めていた譲受人は、現在は代表者を退き、農業者として申請地にて農業を営んでいくため、事業計画変更するものであります。

なお、権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は15,385㎡、作物は甘藷です。

番号2は、24頁の議案第11号「農地法第5条許可申請書審議」の番号8と関連がありますので、合わせて説明いたします。

本申請は、令和4年3月28日付け指令日農委第5号96及び令和4年4月28日付け指令日農委第5号11により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。これまでに転用目的が産廃一次仮置場として3筆の許可を得ておりましたが、新たに相続の手続きが完了したため、3筆追加し所有権移転するものです。今回、追加の3筆のうち2筆は駐車場、現場事務所として転用目的の追加となり、また1筆は産廃一次仮置場として申請農地の追加となります。いずれも転用済みのため始末書が添付されております。

以上、いずれの案件も農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、番号1については農地法第3条第2項各号に該当しないので、また番号2については農地法第5条第2項各号に該当しないので許可要件をそれぞれ満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。
6番 議案第8号の番号1と議案第9号の番号7については一括して報告いたします。
令和4年5月18日、私と副の池田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当、また農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番

議案第8号の番号2と議案第11号の番号8については一括して報告いたします。

令和4年5月21日、私と副の鶴田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.7haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。

議案第8号の番号1と議案第9号の番号7の案件、それと議案第8号の番号2と議案第11号の番号8の案件について、承認及び許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ありませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第8号の番号1と議案第9号の番号7の案件、それと議案第8号の番号2と議案第11号の番号8の案件について、承認及び許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第8号の番号1と議案第9号の番号7の案件、それと議案第8号の番号2と議案第11号の番号8の案件について、承認及び許可することに決定しました。

会長

次に、日程第3、議案第9号「農地法第3条許可申請書審議」の番号7以外の案件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

資料の5頁をご覧ください。番号7を除く11件について説明いたします。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,340㎡、作物は野菜です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,834㎡、作物は甘藷です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,970㎡、作物は水稻及び甘藷です。

番号4の権利種別は使用貸借権、権利取得後の経営面積は3,521㎡、作物は野菜です。

番号5・6は関連案件になります。

番号5の権利種別は使用貸借権、権利取得後の経営面積は番号5・6を合わせまして3,317㎡、作物は野菜です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,317㎡、作物は野菜です。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は455㎡、作物は野菜及び果樹です。

番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は19,227㎡、作物は水稻です。

番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は315㎡、作物は野菜です。

番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,227㎡、作物は水稻です。

番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は187㎡、作物は野菜です。

以上、計11件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長

現地調査委員の報告をお願いします。

- 24番 議案第9の番号1について報告いたします。
令和4年5月20日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 2番 議案第9号の番号2について報告いたします。
令和4年5月20日、私と副の松崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 3番 議案第9号の番号3について報告いたします。
令和4年5月21日、私と副の東委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 4番 議案第9号の番号4について報告いたします。
令和4年5月19日、私と副の東峯委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 5番 議案第9号の番号5について報告いたします。
令和4年5月20日、私と副の今屋委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中及び草刈等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

- 5番 議案第9号の番号6について報告いたします。
令和4年5月20日、私と副の今屋委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 8番 議案第9号の番号8について報告いたします。
令和4年5月20日、私と副の本村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は重機等により耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 12番 議案第9号の番号9について報告いたします。
令和4年5月23日、私と副の中玉利委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 17番 議案第9号の番号10について報告いたします。
令和4年5月20日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 17番 議案第9号の番号11について報告いたします。
令和4年5月20日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

- 17番 議案第9号の番号12について報告いたします。
令和4年5月20日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。議案第9号の番号7以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ございませんので、議案第9号の番号7以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第9号の番号7以外の案件について、許可することに決定しました。
- 会長 次に、日程第4、議案第10号「農地法第4条許可申請書審議」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の21頁をご覧ください。1件です。
番号1の転用目的は、貸事務所です。
以上、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 8番 議案第10号の番号1について報告いたします。
令和4年5月20日、私と副の本村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は耕作中の農地です。
農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります
- 会長 はい、ありがとうございました。
議案第10号の案件について、許可相当との報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ございませんので、議案第10号の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第10号の案件は、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第11号「農地法第5条許可申請書審議」の番号8以外の案件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは資料の23頁をご覧ください。番号8を除く11件について説明いたします。
番号1の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。
番号2の転用目的は、工場用地、権利種別は所有権移転です。
番号3の転用目的は、牛舎、堆肥小屋、農業用倉庫、権利種別は所有権移転です。
番号4の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。
番号5及び番号6の転用目的は、建売住宅、権利種別は所有権移転です。
番号7の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。
番号9及び番号10の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。
番号11及び番号12の転用目的は、一般住宅、権利種別は使用貸借権設定です。
なお、番号2については、令和4年4月1日付けで農用地区域からの除外決定済みです。
番号3は令和4年4月5日付で、農用地区域の用途変更済みとなっております。また、既に転用済みのため、始末書を添付しての申請です。
番号4及び番号5は分筆予定での申請です。
番号6は、建売住宅を2棟建築予定での申請です。
番号7は、既に転用済みのため始末書を添付しての申請です。なお、隣接地の原野も一体利用し、全体面積は439㎡です。
番号9は、既に転用済みのため、始末書を添付しての申請です。
以上、番号8を除く計11件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願います。

24番 議案第11号の番号1について報告いたします。
令和4年5月20日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番 議案第11号の番号2について報告いたします。
令和4年5月20日、私と副の松崎秀樹委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。
農地の区分については、土地改良事業が施工された農地であるが、農畜産物処理加工施設に該当するので、第1種農地の農業用施設等と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

- 6番 議案第11号の番号3について報告いたします。
令和4年5月18日、私と副の池田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
農地の区分については、農用地区域内農地であるが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するので、農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 8番 議案第11号の番号4について報告いたします。
令和4年5月20日、私と副の本村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地と一部耕作中の農地です。
農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域から約100mに位置する農地であり、その規模が約3.0haで10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 8番 議案第11号の番号5について報告いたします。
令和4年5月20日、私と副の本村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。
農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域から約100mに位置する農地であり、その規模が約3.0haで10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 10番 議案第11号の番号6について報告いたします。
令和4年5月23日、私と副の地頭所委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第11号の番号7について報告いたします。

令和4年5月21日、私と副の重水委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第11号の番号9について報告いたします。

令和4年5月24日、私と副の鶴田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第11号の番号10について報告いたします。

令和4年5月20日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域から約330mに位置する農地であり、その規模が約3.1haで10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第11号の番号11について報告いたします。

令和4年5月20日、私と副の松崎弘安委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、日置市役所本庁から約420mに位置する農地であるので、第2種農地の500m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第11号の番号12について報告いたします。
令和4年5月20日、私と副の松崎弘安委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第11号の番号8以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

2番 番号7について、既に転用済みであるとのことですが、申請地の北側の農地を、以前、転用許可を取って転用せず、今回の申請となった理由を教えてください。

事務局 今回の申請については、30頁の地図をご覧ください。畑部分の23㎡と周辺の原野と一体利用して一般住宅を建築しております。以前、転用許可を受けた部分については、後ほど審議します42頁の「荒廃農地に係る非農地判断審議」の番号1及び番号2の地番において許可を受けて、一般住宅を建築しようとしたところです。なお、以前、転用許可を受けた箇所については、取消申請が提出され、許可の取消しを行いました。

2番 前回の申請と今回の申請は不動産業者が入ったものなのか、不動産業者が間違っただけなのか、教えてください。

事務局 前回はわかりませんが、今回は不動産業者が入っており、今回の申請地にて一般住宅を建築されております。

6番 今回の申請地の東側に里道がありますが、その東側が山林となっており、現地調査に行った際、この山林が急傾斜となっていて、申請人が「将来災害があった際、大変である」との意見も言われ、また、急傾斜の下側にはJRの線路が見えておりました。

2番 そういう事で、事業を南側に変更したとの事ですね。了解しました。

会長他にありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第11号の番号8以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第11号の番号8以外の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第12号「非農地証明願出書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の36頁をご覧ください。4件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1は、法面であり農地として利用できない土地です。

番号2は、20年以上経過した道路です。

番号3は、20年以上経過した宅地及び法面です。

番号4は、雑種地です。

なお、番号4について、申請地の西側を、申請地の北側にある納豆製造業を営む法人が、駐車場・資材置場として転用許可を得て造成をしておりましたが、嵩上げをした分、今回の申請地を払い下げの際に、本来なら建設課の方で地目を公衆用道路として変更をして払い下げればよかったです。地目変更をしないまま、地目が畑のまま払い下げたとのことで、今回の申請となったものです。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長

現地調査員の報告をお願いします。

2番

議案第12号の番号1について報告いたします。

令和4年5月20日、私と副の松崎秀樹委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、3号法面で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

10番

議案第12号の番号2について報告いたします。

令和4年5月23日、私と副の地頭所委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号道路で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

12番

議案第12号の番号3について報告いたします。

令和4年5月23日、私と副の中玉利委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地及び3号法面で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

12番

議案第12号の番号4について報告いたします。

令和4年5月23日、私と副の中玉利委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、5号雑種地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございます。議案第12号のすべて案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第12号のすべて案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第12号のすべて案件について、非農地として証明することに決定しました。

- 会長 次に、日程第7、議案第13号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 41頁をご覧ください。
議案第13号 「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。
申請分となります。番号1及び番号2は、東市来町美山、登記地目は畑、登記面積は番号1が504㎡、番号2が239㎡のうち216㎡、合計720㎡です。現地については、事務局で調査し、現況地目は「原野」と判断しました。
以上、畑2筆、面積720㎡です。
農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。
- 会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。
議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ございませんので、議案第13号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数ですので、議案第13号の案件について、非農地として判断することに決定しました。
- 会長 次に、日程第8、議案第14号「農用地利用集積計画審議」を議題といたします。
それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。
まず、本村敏英委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
- 24番 [退席]
- 会長 事務局の説明を求めます。
事務局 47頁の番号23です。貸借です。
面積について、田は2,421㎡、畑は無し、計2,421㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。
- 会長 何かご質疑等は、ありませんか。
議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ありませんので、議案第14号の本村委員が関係する番号23の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第14号の本村委員が関係する番号23の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
本村委員に着席の連絡をしてください。
- 24番 [着席]
- 会長 次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
- 12番 [退席]
- 会長 事務局の説明を求めます。
事務局 47頁の番号25、48頁の番号26、50頁の番号38です。貸借です。
この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。
面積について、田は3,902㎡、畑は無し、計3,902㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は3件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第14号の横山委員が関係する利用権設定の番号25及び番号26、番号38の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第14号の横山委員が関係する利用権設定の番号25及び番号26、番号38の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

12番 [着席]

会長 次に、春成勝美委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

19番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 51頁の番号42です。貸借です。

この案件につきましては、借人が春成委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は無し、畑は320㎡、計320㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第14号の春成委員が関係する利用権設定の番号42の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第14号の春成委員が関係する利用権設定の番号42の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

春成委員に着席の連絡をしてください。

19番 [着席]

会長 次に、永野彰一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

34番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 51頁の番号43です。貸借です。

面積について、田は無し、畑は1,920㎡、計1,920㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第14号の永野委員が関係する利用権設定の番号43の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]
会長 賛成多数です。議案第14号の永野委員が関係する利用権設定の番号43の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
永野委員に着席の連絡をしてください。

34番 [着席]
会長 次に、田中宏和委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

32番 [退席]
会長 事務局の説明を求めます。
事務局 51頁の番号45です。貸借です。
面積について、田は430㎡、畑は無し、計430㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。
議長 [質問・意見等なし]
会長 質疑等ありませんので、議案第14号の田中委員が関係する利用権設定の番号45の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]
会長 賛成多数です。議案第14号の田中委員が関係する利用権設定の番号45の案件の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
田中委員に着席の連絡をしてください。

32番 [着席]
会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 [退席]
会長 事務局の説明を求めます。
事務局 53頁の農地中間管理事業分の番号9です。貸借です。
面積について、田は948㎡、畑は無し、計948㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。
議長 [質問・意見等なし]
会長 質疑等ありませんので、議案第14号の地頭所委員が関係する農地中間管理事業の番号9の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]
会長 賛成多数です。議案第14号の地頭所委員が関係する農地中間管理事業の番号9の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
地頭所委員に着席の連絡をしてください。

13番 [着席]
会長 議案第14号の議事参与制限以外の案件を審議します。
会長 事務局の説明を求めます。
事務局 説明に入ります前に修正を1か所お願いいたします。
44頁の番号7の契約内容についてであります。

「使用貸借権」と記載されておりますが、「賃借権 10 a 当たり 2,000 円」と修正くださるようお願いいたします。

それでは説明に入ります。

まず、利用権設定分です。資料の 43 頁から 51 頁です。貸借です。

面積について、田は 25,821 m²、畑は 21,318 m²、計 47,139 m²、うち再設定面積は 17,546 m²、利用権設定件数は 38 件、うち再設定件数は 16 件です。

次に、農地中間管理機構分です。資料の 52 頁から 53 頁です。貸借です。

面積について、田は 2,781 m²、畑は 3,606 m²、計 6,387 m²、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は 8 件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第 14 号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第 14 号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第 9、議案第 15 号「日置市農業委員会の適正な事務実施に基づく点検・評価（令和 3 年度）及び令和 4 年度最適化活動の目標と設定等審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料は 54 頁からになります。

誠に申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いします。

資料の 63 頁になります。

「1 最適化活動の成果目標の（1）：農地の集積の中の ②：目標の中の一番下の段、今年度末の集積目標（累計）（D）」の 1,740ヘクタールを 666.6ヘクタールに訂正をお願いします。

それでは、議案第 15 号「日置市農業委員会の適正な事務実施に基づく点検・評価（令和 3 年度）及び令和 4 年度最適化活動の目標の設定等の審議」についてであります。

これにつきましては、「農業委員会等に関する法律」に基づき、農業委員会は、「毎年当該年度の活動に対する点検・評価及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画の検討を行うものとする。」となっております。

令和 3 年 1 月の総会においてご承認いただきました「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づいての各年度計画となります。

主な点のみ簡潔に説明させていただきます。

初めに、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価についてです。

1 番の「農業の概要」になりますが、昨年度との比較で、耕地面積が 80ha 減の 2,780ha となっております。

中段右側の認定農業者数の表になりますが、認定農業者は 4 人減の 154 人。認定新規就農者は、8 人減の 17 人となっております。

55 頁は、「担い手への農地の利用集積・集約化」になります。

2 番目の令和 3 年度の目標及び実績についてですが、令和 3 年度の目標を 775ha に設定しておりましたが、集積実績は 596.6ha となっております。

56 頁をお開きください。「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」になります。

2番の目標と実績ですが、参入目標の3経営体と1.5haに対して、新規参入者7経営体と11.9haと目標を達成しております。

57頁は、「遊休農地に関する措置に関する評価」になります。

遊休農地については、遊休農地面積が213.6haとなり、遊休農地面積割合も減少いたしておりますが、目標には到達いたしませんでした。

58頁をお開きください。「違反転用への適正な対応」になります。

令和3年度の実績は0haとなり、是正文書を発出している違反転用面積も「0」となっております。

59頁から61頁は、「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」になります。

農地法3条に基づく許可事務が年間127件、前年度比較2件増、農地転用に関する事務が107件、前年度比較△23件、農地所有適格化法人数は26法人となっております。

62頁をお開きください。

令和4年度の最適化活動の目標の設定等についてです。

令和4年4月1日現在の農業委員数、総農業者数、耕地の面積等について掲載しています。

次に63頁の「最適化活動の成果目標」についてでございます。

②の目標で令和12年度での集積率を83.2%で設定しておりますが、指針の集積目標に基づき、今年度の新規集積目標を70haといたしております。

次に(2)の「遊休農地の解消」でございます。

既存の遊休農地の解消でございますが、令和3年度の遊休農地面積213.6haの1/5である43haといたしております。

また、ページ一番下のイ 新規発生遊休農地の解消につきましては、令和3年度で新たに発生した遊休農地19.7haといたしております。

次に64頁、(3)「新規参入の促進」でございます。

権利移動面積は平成28年から30年度までの3年間の平均として、18.4haとなっております。

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地面積の目標としまして、平均の1割で、1.8haを目標といたしました。

次に2「最適化活動の活動目標」でございます。

4月の定例総会時にご説明いたしました、最適化交付金の実施要項に基づきまして、活動日数目標の達成が10日を基準に判断されることから、月10日以上活動日数を目標といたしました。

次に(2)「活動強化月間の設定目標」でございます。

今回の要綱の改正で、活動強化月間を3月以上設定することとなっております。

取組時期と項目につきまして、11月に「農地の集積」としまして「貸したい」「借りたい」総点検の実施、10月に「遊休農地の解消」としまして、農地の利用意向調査による遊休農地の解消、12月に「農地の集積」としまして、人・農地プランの話し合い活動への参加の3項目を強化月間の設定目標といたしました。

次に(3)「新規参入相談会の参加目標」でございます。

例年開催されております「かごしま就農・就業相談会」に、3名以上参加していただき、新規就農につながる取組として目標を設定いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくお願いたします。

会長 はい、ありがとうございました。ここで、しばらく休憩します。次の会議を10時40分とします。

<休憩：10時30分～10時40分>

会長 休憩前に引き続き会議を開きます。

会長 先ほどの「日置市農業委員会の適正な事務実施に基づく点検・評価（令和3年度）及び令和4年度最適化活動の目標と設定等審議」の説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第15号について、原案のとおり決定しました。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。

閉会のあいさつを会長代理をお願いします。

2番 令和4年度5月総会を閉会します。

(閉会 10時45分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

12番

13番